

日本成人先天性心疾患学会 認定専門医制度規則

(目的, 構成)

第1条 本制度の目的は, 成人先天性心疾患患者の増加に呼応した多職種連携診療体系の構築を進めるに即して, 日本成人先天性心疾患学会 (以下, 本学会と呼ぶ) が関連する学術団体と連携し, 幅広い知識と経験のもとで社会が求める成人先天性心疾患分野の診療を担う専門医を育成しもって成人先天性心疾患医療の向上を図り, 国民の福祉に貢献する.

2. 以下の事項を専門医認定の主な目的とする.

成人先天性心疾患を診療する医師の適正化

成人先天性心疾患を診療する医師の質の担保

成人先天性心疾患診療における患者優先医療の維持

医療受給者に対する施設, 医師の適切な情報の提供

専門施設, 専門医師への紹介の適正化, 迅速化

3. 本制度の目的に賛同し, 連携する制度として参画する学会等 (以下, 関連学会と呼ぶ) は別に定める (施行細則) .

(制度整備指針)

第2条 本制度の基本理念及び構想については, 成人先天性心疾患専門医制度整備指針を別に定める.

(認定)

第3条 前条の目的達成のため, 本学会は専門医制度委員会 (以下, 委員会) を設置し, その審査に合格した医師, 施設を, それぞれ, 日本成人先天性心疾患学会認定専門医, 日本成人先天性心疾患学会認定修練施設とする.

(専門医の名称)

第4条 本制度において認定する専門医は, 成人先天性心疾患専門医とする.

2. 成人先天性心疾患専門医の英文名は, Board Certified Member of the Japanese Society for Adult Congenital Heart Disease とする.

(委員会)

第5条 本制度の維持と運営のため, 委員会には関連学会から推薦された委員 (本学会会員であること) を置く.

2. 委員会のなかに部会を置く.

ACHD 専門医制度規則

3. 部会として、専門医認定部会、修練施設認定部会、試験問題作成部会、とする。
4. 部会の名称変更、新たな部会の設置は委員会及び理事会の議を経て総会に報告する。
5. 委員会の運営等は本学会規則による。部会の運営は委員会の決定による。

(学会の役割)

第6条 本学会は成人先天性心疾患専攻医ならびに専門医への成人先天性心疾患に関する学術的情報を、年次学術集会以外の教育セミナーならびに研究会で提供する。

2. 専門医の資格更新を踏まえた継続教育事業を進める。

(認定料)

第7条 本学会は、専門医の認定審査および登録に関する費用を別に設定する。

(認定取り消し)

第8条 専門医および修練施設の認定の取り消しは委員会及び理事会の議を経て、総会の承認を必要とする。

(疑義)

第9条 認定及び認定の取り消しについて、当該医師および当該施設は疑義を申し立て、あるいは弁明の権利を持つ。

(公示)

第10条 本学会は、本制度に関する諸事項を、本学会機関紙およびホームページに公示すると共に、関連学会に通知する。

(細則・付則)

第11条 本規則の施行に関する施行細則および施行細則付則は、委員会、評議員会及び理事会の議決を経て総会において定める。

(改正)

第12条 本規則、施行細則、および施行細則付則の改正は理事会の議決を経て評議員会および総会に報告する。

(施行)

第13条 この規則は2018年1月26日に制定する。

ACHD 専門医制度規則

2. この規則は 2018 年 9 月 21 日から一部改正の上、施行する.
3. この規則は 2022 年 10 月 24 日から一部改正の上、施行する.